

清須市行政改革推進委員会設置条例（平成17年7月7日条例第8号）

（設置）

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、清須市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、清須市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附属機関等の会議公開制度

1 目的

市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、市民参加による市政を促進し、より一層開かれた市政を推進することを目的とする。

2 会議の公開の基準

原則として公開する。

3 会議開催の事前公表

会議の開催日時、場所、議題、公開・非公開の別、傍聴人の定員、傍聴手続等を事前に市ホームページ等で公表する。

4 公開の方法

傍聴人の定数をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設け、傍聴希望者に傍聴を認めることにより行うものとする。なお、傍聴人には会議資料を配布する。

5 会議録の公開

会議の出欠席者、会議の経過、結果等を記載した会議録を作成し、会議で配布した資料とともに市ホームページ及び担当課で公開する。なお、公開事項には委員名を含むものとする。